

皆様のご意見をお聞かせください

「転入者と地域住民との交流を促進するための 連絡調整に関する制度」の改正に係る市民意見募集

京都市では、マンション新築時に転入される多くの住民の方が、地域コミュニティに円滑に参加できるように、自治会・町内会の加入等に必要な事項に関して、事業者側の窓口となる「連絡調整担当者」を事業者が選任することで、あらかじめ地域と事業者が協議することを支援する制度を平成24年7月から運用しています。



この制度の活用により、地域が事業者との連絡を取りやすくなり、事業者の協力により自治会加入につながる効果が現れています。

マンション新築と同様、多くの転入される方が見込まれる戸建住宅の宅地開発についても、地域と事業者の連携による自治会加入促進の取組を支援するため、新たに、この制度の対象とするとともに、地域と事業者がより早期に協議を行うことで、効果的な加入促進につなげられるよう、制度改正を検討しておりますので、市民の皆様からの意見を募集します。



募集期間 平成30年7月2日（月）～7月31日（火）【必着】

応募方法 郵送，FAX，電子メール又はホームページの意見募集フォーム等により御応募ください。様式は自由です。（裏面の御意見記入用紙を御利用ください。）

<電子メールアドレス>

chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp

<市民意見募集ホームページURL>

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/bunshi/0000239042.html>

提出先 京都市文化市民局地域自治推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：(075) 222-3049

FAX：(075) 222-3042

市民による自治120年



地域と事業者が協力し、転入される方を温かく迎える 地域住民との交流を促進するための連絡調整制度 ～現在の制度～

大規模な共同住宅（※1）を新築する事業者は、共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項（※2）について、地域自治を担う住民組織（※3）との連絡及び調整を行う「連絡調整担当者」を選任し、建築確認申請の20日前までに、市長に届け出なければならないこととしています。（※4）

地域自治を担う住民組織は、「連絡調整担当者」の開示を受けて、事業者と連絡をとることで、協議が進みやすくなっています。

※1 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第2条第2項第3号に規定する「特定共同住宅」（3階建以上かつ15戸以上の共同住宅）

※2 転入者に対する地域活動情報の提供や自治会・町内会加入の案内など

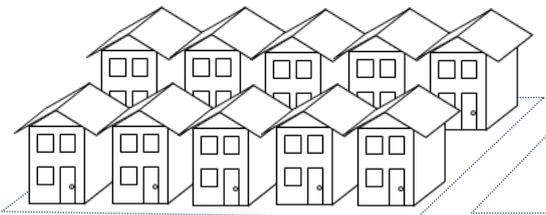
※3 学区自治連合会等の地域の自治を担う団体（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号）

※4 特定共同住宅以外の共同住宅については、地域自治を担う住民組織からの申出があり、市長が必要と認める場合に、届け出なければならない。



制度改正のポイント①

戸建住宅の宅地開発についても制度の対象に！



転入される方が、地域コミュニティに円滑に参加できるよう、共同住宅の新築に加えて、戸建住宅の宅地開発（戸数2戸以上）についても制度の対象とし、地域と事業者の連携による自治会・町内会への加入促進の取組を支援します。

※ 住宅の販売等を行う事業者による「宅地建物取引業法第35条の重要事項の説明等の際の地域自治を担う住民組織の活動等に関する情報の提供」及び「掲示板の設置等、居住者と地域住民の交流の促進を図るための措置」の規定（京都市地域コミュニティ活性化推進条例）については、宅地の販売等を行う事業者にも適用するものとします。

制度改正のポイント②

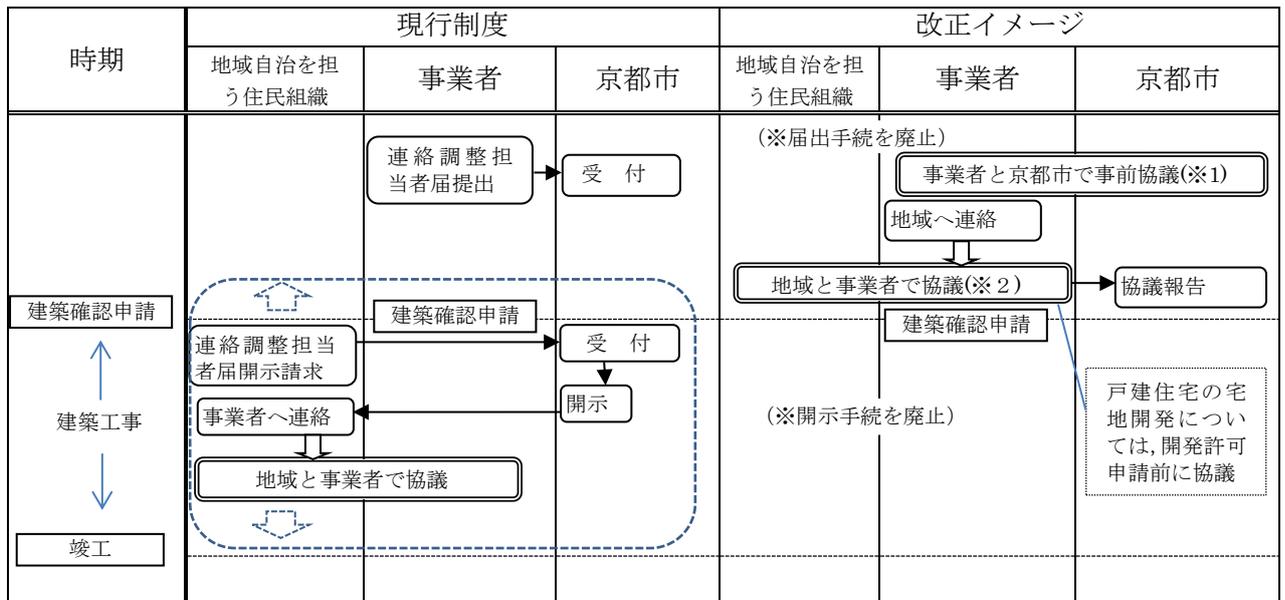
早期に協議を行っていただく仕組みに！

① 多くの転入される方が見込まれる「特定共同住宅」と「戸建住宅の宅地開発（1,000㎡以上）」について、事業者は、特定共同住宅の場合は建築確認申請前に、戸建住宅の宅地開発の場合は開発許可申請前に、地域自治を担う住民組織と協議（※）し、その状況を京都市に報告することとします。

② それ以外の共同住宅（長屋、寄宿舎を含む。）と戸建住宅の宅地開発については、地域自治を担う住民組織の申出により、市長が必要と認める場合には、①に準じることとします。

※ 転入される方と地域住民との交流を促進するために必要な事項（転入者への地域自治を担う住民組織の活動等に関する情報の提供や自治会・町内会加入の案内など）についての地域と事業者との連絡及び調整をいう。

＜連絡調整制度の手順の改正イメージ（特定共同住宅の場合）＞



※1 特定共同住宅の新築及び戸建住宅の宅地開発(1,000㎡以上)に係る事業者と関係課との事前協議手続に文化市民局地域自治推進室との協議を追加し、京都市は、住民組織と事業者の協議が円滑に行えるよう所要の調整を行う。

※2 協議を行った事業者が他の事業者に事業を引き継ぐ場合は、協議内容についても引き継ぎを行うこととする。

地域、事業者、京都市が連携して、自治会・町内会への加入促進に取り組む機運と京都での住まいを探す際に地域活動を重視する意識を高めるとともに、京都ならではの地域のつながりを大切に、転入者と地域住民が安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指します。

●今後の予定●

平成30年度 市民意見募集（現在）
「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」改正案の市会提案
平成31年度 改正条例施行・運用開始予定

制度新旧比較	現行	改正案
ア 連絡調整制度の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> 特定共同住宅の新築【必須】 その他の共同住宅の新築【地域の申出】 	<ul style="list-style-type: none"> 特定共同住宅の新築【必須】 戸建住宅の宅地開発(1,000㎡以上)【必須】 その他の共同住宅(長屋、寄宿舎を含む。)の新築及び戸建住宅(2戸以上)の宅地開発【地域の申出】
イ 事前協議手続の追加	—	<ul style="list-style-type: none"> 特定共同住宅の新築及び戸建住宅の宅地開発(1,000㎡以上)に係る事業者と関係課との事前協議手続に、自治会の加入等に関する地域自治推進室との協議を追加
ウ 地域との協議の開始時期の早期化	<ul style="list-style-type: none"> 特定共同住宅の新築 事業者は、建築確認申請の20日前までに連絡調整担当者を選任し、京都市に届出【必須】 その他の共同住宅の新築 地域の申出により市長が必要と認める場合、事業者は連絡調整担当者を選任し、京都市に届出 ⇒京都市は、建築情報を地域に提供 ⇒京都市は、地域の請求に応じて届出内容を開示 ⇒地域から事業者へ連絡し、協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特定共同住宅の新築及び戸建住宅の宅地開発(1,000㎡以上) 事業者は、共同住宅新築については建築確認申請前に、戸建住宅の宅地開発については開発許可申請前に、地域と協議を実施【必須】 その他の共同住宅の新築及び戸建住宅(2戸以上)の宅地開発 地域の申出により市長が必要と認める場合、事業者は地域と協議を実施 ⇒事業者から地域へ連絡し、協議を実施
エ 協議報告手続の新設	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、上記ウによる地域との最初の協議の日時・相手方を京都市に報告
オ 届出・開示手続の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、連絡調整担当者を京都市に届出 京都市は、地域からの請求に応じて届出内容を開示 	<ul style="list-style-type: none"> 上記イ、ウ、エの改正に伴い、「連絡調整担当者届出・開示」手続は廃止

御意見記入用紙

F A X等で送付いただく場合は、この用紙をお使いください。

F A X : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 0 4 2

★ご意見をまとめる際の参考にしますので、差支えなければ、下記項目の当てはまる番号に「○」を付けてください。

- | | | | | | | | | |
|---------|---|-------|---|------|---|-------|---|------|
| 【性 別】 | 1 | 男性 | 2 | 女性 | | | | |
| 【年 齢】 | 1 | 20歳未満 | 2 | 20歳代 | 3 | 30歳代 | 4 | 40歳代 |
| | 5 | 50歳代 | 6 | 60歳代 | 7 | 70歳以上 | | |
| 【お住まい等】 | 1 | 京都市内 | 2 | 京都市外 | | | | |

●ご意見の取扱いについて

- ①個人情報については、法令等を順守し、適切に取り扱います。
- ②ご提出いただいたご意見の要旨とそれに対する京都市の見解等については、京都市文化市民局地域自治推進室のホームページで公表します。なお、ご提出いただいたご意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発 行 : 京都市文化市民局地域自治推進室
発行月 : 平成30年7月 京都市印刷物第304300号